

## 伊勢野考

——『播磨国風土記』に表現された「野」のイメージ——

黒田 晃 弘

## 一 はじめに

説話(1)は、文学や民俗学はいうに及ばず、様々な分野から注目をうけ、分析の対象とされてきた。ユングやレヴイ・ストロースが、それぞれの視座に立ち、神話にメスを入れることによって、豊かな地平を開いたことは詳説するまでもなからう。

説話において我々は、現代の地理学が見失った様々なものに出会う。たとえば、杖は一般に歩行または人力運搬の補助具としての機能を有するが、説話においてはこれが地面につき立てられ、土地占拠の表示や境界表示の意味を担う例もある。杖立峠など杖の付された峠・坂などの地名が多いのは、これに関連するものである。また、数多くの神々の存在も忘れることができない。国占めのため巡り歩く神、鎮まることなく人間の行動を妨害する神もいる。

ところで、これら「動きうるもの」や「動くもの」によって様々な場が設定される。それを一つ一つ解き明かすことによって、説話と現代地理学の接点を見出せまいか。少なくともそれは、先に述べた杖などの景観を構成する様々

な地物、また、それを操作し一方で操作される主体（神・人）、この両者の属性や動きにかかわる表現を取り出すことが基本であろう。

説話は、その多くは過去における一つのまとまりをもった伝承として存在したものが、人々の手によって文字により集大成され、現在までそのまま残されている。説話を様々な分野が、それぞれの視角から分析を試みている現在、地理学においても独自の立場から検討を加える必要をせまられていることは疑いようがない。少なくとも、未だ開かれぬ地平がそこに存在していることを、その資料的な性格ゆえに先験的に否定することはできない。問題は説話に対する地理学的視座をいかに確立するかにかかっている。本稿はそれを構築するための試論である。

## 二 風土記と説話

古代日本の地誌的記述の主要なものとして風土記をあげることができる。その性格については、「政治的・国家的意図の下に（中略）統治される客体としての国土を記述する」<sup>(2)</sup>とする見解が代表的なものである。明治期の未完に終わった『皇国地誌』と比較されるように、官命に対する言上という形式をとっていること、さらに『出雲国風土記』に見られる烽・戌の記載は、軍事的色彩をも帯びていること、などからいって、まず古代国家の中央集権的支配政策の一環としての意味をもつことは否定できない。

ところが、現存する風土記、とりわけ『播磨国風土記』の記述のほとんどを占める地名起源を語る説話は、ただちに政治的な意図によるものとして解釈することが困難である。

風土記は、和銅六年（七一一）の官命（『続日本紀』）に基づき作成されたとされる。官命の内容は、

① 畿内七道諸国郡名著<sub>二</sub>好字<sub>一</sub>

② 其郡内所<sub>レ</sub>生、銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録<sub>二</sub>色目<sub>一</sub>

③ 土地沃瘠

④ 山川原野名号所由

⑤ 古老相伝旧聞異事

以上の五つに分けることができる。このうち⑤で古老などの語り伝えた旧聞異事を記録せよと命じている。この官命に対し、『常陸国風土記』はその冒頭を

常陸国司 解 申<sub>二</sub>古老相伝旧聞<sub>一</sub>事

として始めており、各郡ごとの項目においても「古老曰」で始まる箇所を数多く指摘できる。『出雲国風土記』においても「古老伝云(曰)」「は二三箇所ある。本稿において主要な検討対象にする『播磨国風土記』では、「古老曰」や「古老伝云」という表現はない。けれども、印旛郡条に

有<sub>二</sub>石橋<sub>一</sub> 伝云 上古之時 此橋至<sub>レ</sub>天

と見える「伝云」や「俗人云」(揖保郡条)、そして「一云」(飭磨・揖保郡条)、「一家云」(神前・託賀郡条)に始まる別伝を加えている。また同風土記の安禾郡条には

都太川 衆人 不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>得称<sub>一</sub>

とあり、地名の由来を語り伝えるものが誰もなかったことをわざわざ記している。

以上のことから風土記の記述を検討の出發とする限りにおいて、古老の語り伝えた旧聞異事を、その記載に盛り込

んでいることになる。ただし、編纂に使用した記録資料上の制約・編纂者のデフォルメがあることは認め、その制約の中で古老相伝旧聞異事が埋め込まれていると見るのが妥当であろう。

秋本吉郎は、「伝承」というものはおのおの土地の特徴的と考えられる自然・人事と結びついて、可視実証または体験することのできる形にあって、そのようにあったことと信じられるのが素朴な状態であり、風土記の伝承はおおよそこうした素朴さにある」(3)とする。つまり伝承が代々伝えられ、その信頼性を獲得維持する最良の場合は、その内容に対応する景観や、生産・宗教などの人間活動が存在することにある。すなわち、こうした社会生活の場の枠組は、説話の中に当然投影されるものであるし、その枠組の中でまた語りつがれると考えるのが自然であろう。

室賀信夫は、風土記の説話について「(重要なことは)これらの地方的伝承がいわば天神遊幸の信仰の郷土的翻訳ともいべき性質をもつことで、そこでは神々の遍歴そのものをあとづけるよりも、まず直接目にふれるあの丘この村への関心が前景に立ち、それを遍歴神と結びつけ、その行動を通じてそれらを意味づけることが主題となっていく」(4)と指摘する。

したがって、風土記の地誌的記述の特質は、むしろ社会生活の場において語りつがれた説話の形式において、地理的知識が体系化されている点に存するのではなからうか。

### 三 伊勢野の説話分析

まず、『播磨国風土記』揖保郡条の伊勢野の事例を検討しつつ分析の視点を明らかにしたい。

① (伊勢野) 所<sub>三</sub>以名<sub>二</sub>伊勢野<sub>一</sub>者 此野毎<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>人家<sub>一</sub> 不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>静安<sub>一</sub> 於是 衣縫猪手・漢人刀良等祖 将<sub>レ</sub>居<sub>二</sub>此

処一立社山本ニ敬祭 在ニ山岑ニ神 伊和大神子 伊勢都比古命 伊勢都比売命矣 自此以後 家々静安 遂  
 得レ成レ里 即号ニ伊勢ニ(5)

右の大意を記すと、

伊勢野と名づけられたわけは、この野に人家をつくると、いつも静安を得られなかった。衣縫猪手・漢人刀良らの祖が、ここに移住し定着しようとした。そこで彼らは、山本に社をたて、移住を妨害した神を敬い祭ることにした。その神は山の嶺にとどまることとなり、その名は伊和大神の子 伊勢都比古命と伊勢都比売命であるといふ。その結果これ以後、家々は静安を保つことが可能となり、里を成すに至った。故に伊勢野と名づけられた。この説話は、以下の七つの部分から構成される。

(I) 所以名ニ伊勢野ニ者

(II) 此野毎レ在ニ人家ニ 不レ得ニ静安ニ

(III) 於レ是 衣縫猪手 漢人刀良等祖 将レ居ニ此処ニ

(IV) 立ニ社山本ニ敬祭

(V) 在ニ山岑ニ神 伊和大神子 伊勢都比古命 伊勢都比売命矣

(VI) 自レ此以後 家々静安 遂得レ成レ里

(VII) 即号ニ伊勢ニ

(I)と(VII)は、地名説話の一般的形式に即している。地名説話では冒頭で「所以号…者」「古老曰」とし、「即号…」「因名」と結んでいる例が多い。秋本吉郎はこれを形式記述と命名している(6)。一方、(II)〜(VI)は、これに対し

て内容記述にあたる(？)。これは各々場を示す表現を一つづつ含むよう、文脈上区分している。(II)では「此野」とあり、(III)では「此処」、(IV)では「山本」、(V)では「山岑」、(VI)では「里」である。

内容記述(II)～(VI)の分析の視点として、次のことがあげられる。それぞれの場と、景観の構成要素(家・社など)や行動主体(神・人など)との関係、景観の構成要素や主体の属性にかかわるもの、以上の説話的表現を取り出し、その説話に設定された場の性格を把握する。そしてそれらの点について、他の事例と比較検討することが必要である。本稿では、以上の点の検討を加えつつ、説話に提示された場相互の関係の解明をめざすことにする。

(一) 此野毎在人家 不得静安——「野」にすむ荒野

(II)の部分は、「此野」という場に、「人家」という景観の構成要素があることに、静安を得なかったと記述している。「不得静安」とは、「此野」と「人家」(これは人と家との両者を含むものとも考えられるが)がとり結ぶ関係の象徴的表現である。「不得静安」とは、「此野」への移動・定着を妨害され、あるいは再移住を余儀なくされたためであることは、(III)以下の文脈で知られる。そこで「不得静安」という表現のより具体的理解を得るため『播磨国風土記』の他の野にかかわる事例を検討する。

② 所<sub>ニ</sub>以号<sub>ニ</sub>生野<sub>ニ</sub>者 昔 此処在<sub>ニ</sub>荒野<sub>一</sub> 半<sub>ニ</sub>殺往来之人<sub>一</sub> 由<sub>レ</sub>此 号<sub>ニ</sub>死野<sub>一</sub> 以後 品太天皇 勅云 此為<sub>ニ</sub>悪名<sub>一</sub> 改為<sub>ニ</sub>生野<sub>一</sub>

右は神前郡生野の地名説話である。生野の遺称地は、現在の朝来郡生野町である。その位置からいえば、播磨から但馬へぬける往来可能な道が存在したことを予測させる。ここで注目されるのは、この「往来」を妨害した「荒神」がここにいたとしている点にある。「(往来の人を)半ば殺しき」との表現は、野における通過を目的とする移動が

容易でなかったことを示している。

③ 立野 所<sub>三</sub>以号<sub>三</sub>立野<sub>二</sub>者 昔 土師<sub>三</sub>弩美宿禰 往<sub>二</sub>来<sub>一</sub>於<sub>二</sub>出雲国<sub>一</sub> 宿<sub>二</sub>於<sub>二</sub>旱部野<sub>一</sub> 乃得<sub>レ</sub>病死(下略)(揖保郡条)  
 旱部野は現在の竜野市付近と考えられ(8)、付近を古代には山陽道が通過したと推定される。『日本書紀』垂仁天皇七年七月七日乙亥条には、垂仁天皇が野見宿禰(9)を出雲より大和に召したとあり、これが同一人物であれば、大和と出雲を起点として「往来」したことになる。それはともかくこの説話では、旱部野に「宿」った「弩美宿禰」が病を得て死去することになっている。この「往来」が「病死」によって中断したことを語っている。

④ 此里有<sub>二</sub>舟引原<sub>一</sub> 昔 神前村有<sub>二</sub>荒神<sub>一</sub> 每半<sub>二</sub>留行人之舟<sub>一</sub> 於是 往来之舟 悉留<sub>二</sub>印南之大津江<sub>一</sub> 上<sub>二</sub>於川頭<sub>一</sub> 自<sub>二</sub>賀意理多之谷<sub>一</sub>引出而 通<sub>二</sub>出於赤石郡林潮<sub>一</sub> 故曰<sub>二</sub>舟引原<sub>一</sub> 又事与<sub>二</sub>上解<sub>一</sub>同

右は、賀古郡鴨波里舟引原の地名説話の引用である。この説話によると神前村に「荒神」がおり、沿岸の「行人之舟」を「半留」したという。ここにも、②と同じく往来を妨害する神の存在が示されている。さらに次の部分が注目される。荒神の妨害を避けるため往来する舟はみな印南の大津江(加古川河口部)に留まり、その後印南川(加古川)を逆上り、賀意理多之谷より舟を引き出して林潮(明石市林)に通したという。

賀意理多之谷が不明なため、その具体的な移動ルートは現在確認できない。ただし、稲美町六分一には舟引という小字が確認でき、これを舟引原の遺称とし、賀意理多之谷を曇川とするルートと(10)、林潮に舟を出したことに注目する草谷川・明石川ルートの二つが推定されなくもない(図1参照)。

いずれのルートを探るかはこの判断せず、とりあえず舟の迂回移動する起点・終点に注目し、ついでその間を目をやると印南野台地沿岸を回避していることに気づく。この間は、とくに東部において印南野の洪積台地が直接海



するか隣接するものであつた可能性は高い。印南野の当時の範囲は、『万葉集』に三例、海から印南野を詠んだ歌がある<sup>(12)</sup>ことから言つて、海岸付近まで含むものと考えられる。

ところで、印南野の陸上の「往来」については、時代は下るが『今昔物語』の説話の一つ<sup>(13)</sup>に典型的に語られている。西国より徒歩により京に上ろうとした男が、印南野で一夜を明かそうとした。ところがその夜、野猪が化けて男をおどかし、男は人郷(ひとさと)へ逃げ込んだという。印南野での宿泊が不可解なもの出現を招くという説話である。

以上、野と主体その他の關係について『播磨國風土記』の表現を中心に検討したが、移住<sup>(1)</sup>、通行<sup>(2)</sup>、宿泊<sup>(3)</sup>や航行<sup>(4)</sup>を脅かす、つまり一般的な移動・活動パターンの混乱を予測させる表現、たとえば「半留」「半殺」を取り出すことができることは注目してよからう。

このようなことをふまえ、再び伊勢野の例に戻ることにしてしよう。伊勢野は、遺称として上伊勢・下伊勢があるところから、現在の姫路市西北部に推定される。そこは大津茂川をはさんだ東西約〇・三〇〇・四キロメートル、南北約五キロメートルの狭隘な谷底平野で、東部は小規模な扇状地が並ぶ。この谷の入口よりやや南にあたる姫路市石倉南部では条里的地割は確認されるが、この谷底平野では確認されていない。播磨中南部は広範に条里的地割の確認がなされているのに対し、この付近が空白地帯となっていることは<sup>(14)</sup>、「此野」―「不得静安」が説話にとどまらないことを示しているとも考えられる。

## (二) 家々静安 遂得成里——「里」の成立

伊勢野<sup>(1)</sup>の事例の(VI)部分で、「家々」が「静安」を得るところとなり、そこが「里(さと)」という場に変化したことを語る。つまり、伊勢野への移動・定着が成功したことを示す。次に、同風土記から野の語られた定着に関連す

る説話を拾い出す。

⑥ 大野里（中略）右 称<sub>二</sub>大野<sub>一</sub>者 本<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>荒野<sub>一</sub> 故号<sub>二</sub>大野<sub>一</sub>（志貴）嶋宮御宇天皇之御世 村上足嶋等上祖惠多 請<sub>二</sub>此野<sub>一</sub>而居之 乃<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>里名<sub>一</sub>

右は、饒磨郡大野里の例である。もともと「荒野」であったこの地が、どのような過程で「大野里」と称されるに至ったか、詳細には示されていない。しかし、恵多らの開墾努力により定着（「居之」）が可能となったことは予想される。

⑦ 狭野村 別君玉手等遠祖 本 居<sub>二</sub>川内国泉郡<sub>一</sub> 因<sub>二</sub>地不便<sub>一</sub> 遷到<sub>二</sub>此土<sub>一</sub> 仍云 此野雖狭 猶可<sub>レ</sub>居也 故号<sub>二</sub>狭野<sub>一</sub>（揖保郡条）

玉手等の遠祖が川内国泉郡（後の和泉国）に居住していたが、便がよくないことを理由に移住を開始、「此の野は狭くあれど、猶居るべし」といつて定着したことが語られる。

⑧ 嶋波里（中略）昔 大部造等始祖古理売 耕<sub>二</sub>此之野<sub>一</sub> 多種<sub>レ</sub>粟 故曰<sub>二</sub>粟々里<sub>一</sub>

右は、舟引原④のあった賀古郡嶋波里の例である。これによると古理売が、この野を開墾（「耕<sub>二</sub>此之野<sub>一</sub>」）、粟作を始めたことが記される。おそらく野への移住直後は、大規模な灌漑施設が不要なこうした雑穀栽培から着手したことが予想されるが、それが窺える事例といえよう。

以上、野に定着したことが部分的にせよ示される事例を取り出したが、このいずれもが標目地名を「○○里」、「○○村」としていることを見落すわけにはいかない。伊勢野①の例における「遂得<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>里」の里と行政上の里を混同するわけにはいかないが、野が説話に登場する事例のうち、より定着性の高い表現（「居」、「耕」など）が示されるもの

は、里・村が標目地名となつてゐることを指摘しておく。

(三) 立社山本敬祭——境界の設定

伊勢野の説話の中で何より目をひくのが「社を山本に立てて敬ひ祭りき」(IV)というくだりであろう。舟引原④の事例では往來の舟を留める荒ぶる神のいる場所を回避することで解決したが、ここでは「山本」という場に「社」を建設し、「敬祭」という活動によつて移住を妨害する神を鎮めようとしている。この荒ぶる神を敬い祭ることについて『播磨国風土記』の説話から比較検討する。

- ⑨ 意此川 品太天皇之世 出雲御蔭大神 坐<sub>二</sub>於枚方里神尾山<sub>一</sub> 每遮<sub>二</sub>行人<sub>一</sub> 半死半生 爾時 伯耆人小保豆  
 因幡布久漏 出雲都伎也 三人相憂 申<sub>二</sub>於朝廷<sub>一</sub> 於是 遣<sub>二</sub>額田部連久等々<sub>一</sub> 令<sub>レ</sub>禱 于<sub>レ</sub>時 作<sub>二</sub>屋形於屋形  
 田<sub>一</sub> 作<sub>二</sub>酒屋於佐々山<sub>一</sub> 而祭之 宴遊甚衆 即擗<sub>二</sub>山柏<sub>一</sub> 挂<sub>レ</sub>帶捶<sub>レ</sub>腰 下<sub>二</sub>於此川<sub>一</sub> 相庄 故号<sub>二</sub>庄川<sub>一</sub> (揖保郡  
 条)

右の事例では、神尾山周辺を人々が往來するのを妨害する出雲御蔭大神を鎮めるべく、朝廷から派遣された額田部連久等らの「令<sub>レ</sub>禱」の内容が具体的に示されている。「屋形田」には神を祭る齋場の屋舎(「屋形」)を建て、「佐々山」には神に供える酒を造る殿舎(「酒屋」)を建てた。そして、酒宴をし、大いに楽しみ、山の柏を採つて帯にかけ、腰にさしはさんで、意此川を押し合いなから下つたという。押し合い祭は、現在日本各地において様々な形式で残存しており(15)、その人々が入り乱れる様は、祭礼の中でも最も動的なものに数えられる。「半死半生」という表現は、こうした一進一退を繰り返す動きにシンボライズされるのかもしれない(16)。ともかく主体の動きそのものが場の潜在的構造を顕在化している例として指摘できよう。

⑩ 佐比岡 所<sub>レ</sub>以名<sub>二</sub>佐比<sub>一</sub>者 出雲之大神 在<sub>二</sub>於神尾山<sub>一</sub> 此神 出雲國人經<sub>二</sub>過此処<sub>一</sub>者 十人之中 留<sub>二</sub>五人<sub>一</sub> 五人之中 留<sub>二</sub>三人<sub>一</sub> 故出雲國人等 作<sub>二</sub>佐比<sub>一</sub> 祭<sub>二</sub>於此岡<sub>一</sub> 遂不<sub>二</sub>和受<sub>一</sub> (中略) 然後 河内国茨田郡枚方里漢人 来至居<sub>二</sub>此山辺<sub>一</sub> 而敬祭之 僅得<sub>二</sub>和鎮<sub>一</sub> 因<sub>二</sub>此神在<sub>一</sub> 名曰<sub>二</sub>神尾山<sub>一</sub> 又 作<sub>二</sub>佐比祭<sub>一</sub> 即号<sub>二</sub>佐比岡<sub>一</sub> (揖保郡条)

この事例では、前半に「出雲国人等」が鋤(佐比)を製作し「佐比岡」に祭って大神を鎮めようとしたが、失敗する(「遂不<sub>二</sub>和受<sub>一</sub>)。次に河内国から移住してきた漢人が神尾山の「山辺」に居て「敬祭」したところ、この大神を鎮めることに成功している(「僅得<sub>二</sub>和鎮<sub>一</sub>)。ここでいう「山辺」は、伊勢野の「山本」に通じるものである。

ここで次の二つの『常陸国風土記』の事例をとりあげないわけにはいかない。いままで検討した点について、典型的にそれらが語っているからである。

⑪ 古老曰 石村玉穗宮天八洲所馭天皇之世 有<sub>レ</sub>人 箭括氏麻多智 截<sub>二</sub>自<sub>レ</sub>郡西谷之葦原<sub>一</sub> 墾闢新治<sub>レ</sub>田 此時 夜刀神 相群引率 悉尽到来 左右防障 勿<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>耕佃<sub>一</sub> (俗云 謂<sub>レ</sub>蛇為<sub>二</sub>夜刀神<sub>一</sub> 其形 蛇身頭角 率引免<sub>レ</sub>難 時 有<sub>二</sub>見人者<sub>一</sub> 破<sub>二</sub>滅家門<sub>一</sub> 子孫不<sub>レ</sub>継 凡此郡側郊原 甚多所<sub>レ</sub>住之) 於<sub>レ</sub>是 麻多智 大起<sub>二</sub>怒情<sub>一</sub> 着<sub>二</sub>被甲鎧<sub>一</sub>之 自身執<sub>レ</sub>仗 打殺<sub>二</sub>駭逐<sub>一</sub> 乃至<sub>二</sub>山口<sub>一</sub> 標<sub>二</sub>稅置<sub>二</sub>界堀<sub>一</sub> 告<sub>二</sub>夜刀神<sub>一</sub>云 自<sub>レ</sub>此以上 聽<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>神地<sub>一</sub> 自<sub>レ</sub>此以下 須<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>入田<sub>一</sub> 自<sub>レ</sub>今以後 吾為<sub>二</sub>神祝<sub>一</sub> 永代敬祭 冀<sub>レ</sub>勿<sub>レ</sub>崇<sub>レ</sub>勿<sub>レ</sub>恨 設<sub>レ</sub>社 初祭者 即還 爰<sub>二</sub>耕田<sub>一</sub> 十町余 麻多智子孫 相承致<sub>レ</sub>祭 至<sub>レ</sub>今不<sub>レ</sub>絶 (行方郡条)

右は、有名な夜刀の神に関する説話である。夜刀とは谷(やつ・やと)のことで谷の神ということになる。この事

表1 ①—④ 表現比較表

場	P <sub>1</sub> P <sub>2</sub> P <sub>3</sub> P <sub>4</sub>	此山山里 野本岑	葦山神人 原口地田
景観の要素	構成要素	人家 (P <sub>1</sub> ) 社 (P <sub>2</sub> ) 家々 (P <sub>4</sub> )	聖鬮新治田 (P <sub>1</sub> ) 社 (P <sub>2</sub> ) 耕田一十町余 (P <sub>4</sub> )
主体		衣縫猪手 ・漢人刀良等祖 伊和大神子伊勢都 比古命・伊勢都比売命	箭括氏麻多智 夜刀神

例は、強湿田が多く生産の低位・不安定性を免れない谷地田開発を物語るものとして解釈されている。

この説話をたどっていくと「夜刀の神、相群れ引率て、悉尽に到来たり、左右に防障(さ)へて、耕佃(たつく)らしむることなし」がまず注目される。「左右に防障へて」は、居住すると静安を得なかつた伊勢野①の例を想起させる。この例④では、農業生産活動の妨害が表現される。

ここで伊勢野①と表現上の比較を試みると次の関係がある(表1)。これを見る限り構造上、両者は極めて類似するものといえる。

さらに、本節の出発点であつた「立三社山本敬祭」(IV)との関係が見い出せる部分について詳細に検討する。麻多智は標の柵を堺の堀にたてると夜刀神に「此より上は神の地と為すことを聴さむ。此よりは下は人の田と作(な)すべし。今より後、吾、神の祝と為りて、永代に敬ひ祭らむ。冀はくは、な崇りそ、な恨みそ」と告げる。「神地」と「人田」の境界設定・維持こそが、敬祭の目的であつたことが知られる。ここに「山口」をはさんで異質な場が設定されたことになる(18)。つまり「葦原」から「神地」と「人田」に場が分節化したのである。神の祝となつた麻多智とその子孫の祭祀活動によって、その境界は維持され、耕田一〇町が開発された。その境界が維持される限り、安定した生産活動は保障されたのである。伊勢野①の「社を山本に立てて敬ひ祭りき」(VI)

も、同様の活動内容と意義を有するものであったことが予想される。

⑩ 東大山 謂<sub>二</sub>賀毗礼之高峯<sub>一</sub> 即有<sub>二</sub>天神<sub>一</sub> 名称<sub>二</sub>立速男命<sub>一</sub> 一名速経和気命 本自<sub>レ</sub>天降 即坐<sub>二</sub>松沢松樹八俣之上<sub>一</sub> 神崇甚嚴 有<sub>レ</sub>人 向行<sub>二</sub>大小便<sub>一</sub>之時 令<sub>二</sub>示<sub>レ</sub>災致<sub>二</sub>疾苦<sub>一</sub>者 近側居人 每甚辛苦 具<sub>レ</sub>狀請<sub>レ</sub>朝 遣<sub>二</sub>片岡大連<sub>一</sub>敬祭 祈曰 今 所<sub>レ</sub>坐<sub>二</sub>此処<sub>一</sub> 百姓近家 朝夕穢臭 理不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>坐 宜避移可<sub>レ</sub>鎮<sub>二</sub>高山之浄境<sub>一</sub> 於是神聽<sub>二</sub>禱告<sub>一</sub> 遂登<sub>二</sub>賀毗礼之峯<sub>一</sub> 其社 以<sub>レ</sub>石為<sub>レ</sub>垣 中種属甚多 并品宝弓梓釜器之類 皆成<sub>レ</sub>石存之 凡諸鳥經過者 尺急飛避 無<sub>レ</sub>当<sub>二</sub>峯上<sub>一</sub> 自<sub>レ</sub>古然為 今亦同之(久慈郡条)

右は、現在日立銅山のある神峰山と推定される賀毗礼の高峯の説話である。それによると、「松沢の松の樹の八俣の上」に天降った神があり、人がそれに向かつて排便すると甚しい祟りがあった。「災を示し、疾苦を致さしめ」という。そこでこの松の近辺に住む人々は、朝廷にこの状態を訴え出たところ、片岡大連が派遣された。大連は次のように祈り懇願した。「今、此処に坐せば、百姓近く家ゐして、朝夕に穢臭はし。理、坐すべからず。宜しく、避り移りて、高山の浄き境に鎮まりますべし」。神の高山への移動を促すのである。百姓の家居する場を「穢臭」とし、高山を「浄境」としている。この「浄境」は「石を以て垣を為す」社であった。さらに興味深いことに、この説話の最後で「凡て、諸の鳥の経過ぐるものは、尽に急飛び避りて、峯の上に当ることなく、古より然為して、今も同じ」と記している。石垣による「浄境」の設定が、鳥の動き(ことごとく速く飛び去ってその上空にいない)にまで影響していることを表現している。

#### ④ 衣縫猪手・漢人刀良等祖と伊和大神の二子神——渡来人の役割

伊勢野①の説話において主体となっているのは、衣縫猪手・漢人刀良等の祖と、伊和大神の子伊勢都比古命・伊勢

都比売命である。この両者の性格を以下検討する。

衣縫猪手・漢人刀良は、他の文献に見えずその系譜は明らかでない。衣縫については『日本書紀』雄略一四年条に、

三月 命<sub>三</sub>臣連<sub>二</sub>迎<sub>三</sub>良使<sub>一</sub> 即安<sub>三</sub>置良人於檜隈野<sub>一</sub> 因名<sub>三</sub>良原<sub>一</sub> 以<sub>三</sub>衣縫兄媛<sub>二</sub> 奉<sub>三</sub>大三輪神<sub>一</sub> 以<sub>三</sub>弟媛<sub>二</sub> 為<sub>三</sub>漢衣縫部<sub>一</sub>也 漢織・良織衣縫 是飛鳥衣縫部・伊勢衣縫之先也

とあり、他にも百済王の貢進者や<sup>(19)</sup>、吉備臣弟君が百済より帰還して献上した人々に<sup>(20)</sup>含まれている。このことより、衣縫と名のる者が、出身地は具体的には明確ではないものの、大陸からの渡来系民であることは認めてよからう。漢人についても、その名称通り渡来系と考えるのが妥当で、四く五世紀ごろ、楽浪・帶方郡の遺民と称したものを一般に「あやひと」と呼んでいたとの推測がある<sup>(21)</sup>。

『播磨国風土記』には他の風土記に比べ、はるかに多くの渡来系集団を記している<sup>(22)</sup>。これらのいくつかは、開拓者集団であったことが説話では語られている。

⑬ 所<sub>三</sub>以云<sub>二</sub>草上<sub>一</sub>者 韓人山村等上祖 柞巨智賀那 請<sub>三</sub>此地<sub>一</sub>而 墾<sub>レ</sub>田之時 有<sub>二</sub>一聚草<sub>一</sub> 其根尤臭 故号<sub>三</sub>草上<sub>一</sub>(飭磨郡条)

⑭ 大法山(中略) 今 所<sub>三</sub>以号<sub>二</sub>勝部<sub>一</sub>者 小治田河原天皇之世 遣<sub>三</sub>大倭千代勝部等<sub>一</sub> 令<sub>レ</sub>墾<sub>レ</sub>田 即居<sub>三</sub>此山辺<sub>一</sub> 故号<sub>三</sub>勝部岡<sub>一</sub>(揖保郡条)

⑬では、柞巨智賀那がこの地への移住を希望し、開墾したことが記され、⑭では、大倭千代勝部等を開拓事業進行のため派遣している。

ところで、すでに取り上げた佐比岡⑩の事例にも河内国茨田郡枚方里から移住した漢人が登場していた。このように具体的移動があとづけられるのを拾うと、

⑮ 漢部里（中略）右 称漢部二者 讚芸国漢人等 到来居於此処 故号漢部

⑯ 大田里（中略）所<sub>三</sub>以称大田二者 昔 具勝 從<sub>三</sub>韓国<sub>二</sub>度来 始 到<sub>三</sub>於紀伊国名草郡大田村<sub>一</sub> 其後分来 移<sub>三</sub>到於撰津国三嶋賀美郡大田村<sub>一</sub> 其又 遷<sub>三</sub>来於揖保郡大田村<sub>一</sub> 是 本紀伊国大田以為<sub>三</sub>名也

⑮においては讚岐国から播磨国筋磨郡への移動が知られる。⑯は、さらに具体的に記している。具勝は、韓国より紀伊国名草郡大田村に渡来し、その後、「分れ来て」撰津国三嶋賀美郡大田村へ、さらに揖保郡大田村に「遷り来た」という。説話上においてはではあるが、渡来系集団が日本国内で移動または拡散していく様子が読みとれる。

この渡来系民が主体となる事例を『播磨国風土記』から抜き出すと表2のようになる。『播磨国風土記』は、巻首と明石・赤穂の二郡を欠いているほかは現存する。賀古・印南・筋磨・揖保・讚容・宍禾・神前・託賀・賀毛・美囊の一〇郡のうち渡来系民が主体となる事例があるのは四郡、このうち筋磨・揖保両郡がほとんどを占め、著しいかたよりがある。この両郡には、播磨国内で最大規模の条里的地割の存在が確認されており、渡来系集団の集中的入植も予測される。

次に、伊和大神の子伊勢都比古命・伊勢都比売命についてはどうか。両者とも他の文献<sup>(23)</sup>からその具体的性格は知り得ない。しかし、その親にあたる伊和大神は『播磨国風土記』に頻繁に登場する。

⑰ 林田里（中略）所<sub>三</sub>以称談奈志二者 伊和大神 占<sub>三</sub>国之時 御志植<sub>三</sub>於此処<sub>一</sub> 遂生<sub>三</sub>楡樹<sub>一</sub> 故称<sub>三</sub>名談奈志<sub>一</sub>  
（揖保郡条）

表 2 渡来系記事一覧

	該 当 条	主 体 名
1	賀古郡鳴波里	大部造等始祖古理売△
2	饒磨郡漢部里	讚岐國漢人等
3	” 手苅丘	韓人
4	” 韓室里	韓室首宝等上祖△
5	” 巨智里	巨智等
6	” 草上	韓人山村等上祖柢巨智那△
7	” 新良訓	新羅國人
8	” 少川里	私部弓束等祖田又利君鼻留△
9	揖保郡伊勢野	衣縫猪手漢人刀良等祖
10	” 麻打山	伊頭志君麻良比△
11	” 枚方里	河内國茨田郡枚方里漢人
12	” 佐比岡	”
13	” 大法山	大倭千代勝部等
14	” 大田里	呉勝
15	” 神嶋	韓人
16	” 韓荷嶋	”
17	” 少宅里	漢人、川原若狭祖父 少宇秦公之女
18	” 桑原里	桑原村主等
19	神前郡梗岡	百濟人等

△推定

右の例では、伊和大神は「国占め」をした神として描かれているが、こうした例は他に四例ある。「国占め」の結果、「御志」（みしるし）や「杖」を立てた（安禾郡御方里条）というのは興味深い。

⑬ 讚容郡 所<sub>レ</sub>以云讚容<sub>二</sub>者 大神妹  
 妹二柱 各競占<sub>レ</sub>国之時 妹玉津日  
 女命 捕<sub>二</sub>臥生鹿<sub>一</sub> 割<sub>二</sub>其腹<sub>一</sub> 而種<sub>二</sub>  
 稻其血<sub>一</sub> 仍 一夜之間生<sub>レ</sub>苗 即令<sub>レ</sub>  
 取殖<sub>二</sub>爾 大神勅云 汝妹者 五  
 月夜殖哉 即去<sub>二</sub>他処<sub>一</sub> 故号<sub>二</sub>五月  
 夜郡<sub>一</sub>

右は、極めて呪術的色彩が濃い説話として有名である。玉津日女命は、生きた鹿を捕え腹を割き、その生血に稻種をまいたところ、一夜で苗が成長したという。そのため伊和大神は、国占めを諦め「他処」へ去った。

この神自身の性格については諸説があつて確定し難い。おそらく⑬⑭の事例などから安禾郡を中心に占拠開拓し共同体の基礎を作った族長を神格化したもので、複合的性格をもつものであつたと想像される。ただ、石神とする説は注目されよう(24)。伊和大神が祭祀されている伊和神社(安栗郡一宮町)の周囲には、巨岩をもつ四つの山が(25)、本

表 3 伊和大神系記事一覧

	該 当 条	主 体 名
1	飭磨郡英賀里	伊和大神子阿賀比古・阿賀比売
2	揖保郡香山里	伊和大神
3	“ 阿豆村	伊和大神
4	“ 林田里	伊和大神
5	“ 伊勢野	伊和大神子伊勢都比古命・伊勢都比売命
6	“ 美奈志川	伊和大神子石竜比古命・妹石竜比売命
7	讃容郡(郡名)	大神妹妹二柱
8	“ 吉川	大神
9	“ 笠戸	大神
10	“ 雲濃里	大神之子玉足日子・玉足比売命生子大石命
11	宍禾郡(郡名)	伊和大神
12	“ 比良美村	大神
13	“ 庭音村	大神
14	“ 稻春岑	大神
15	“ 安師里	大神
16	“ 安師川	伊和大神
17	“ 阿和賀山	伊和大神之妹 阿和加比売命
18	“ 伊加麻川	大神
19	“ 雲箇里	大神之妻許乃波奈佐久夜比売命
20	“ 波加村	伊和大神
21	“ 御方里	大神
22	“ 伊和村	大神
23	神前郡(郡名)	伊和大神之子建石敷命
24	“ 梗岡	伊和大神
25	託賀郡袁布山	伊和大神之子

殿裏には社殿創建の伝承をもつ鶴石があり、神社と深い関係を有している。伊和大神の二子神がいたという峰相山に連なる山系も、山頂付近は植被に乏しく基盤岩が露出している。この点に関しては、なお明らかにするべきことは多い。なお、伊和大神を祭祀した集団については、伊和君・石作連などが主張されるが、いずれにしる比較的素朴な固有の信仰を守ってきたものであることは予測される。

この大神及び妻子などこの

系統の神が登場する説話を抜き出すと表3のようになる。これによると伊和神社のある宍禾郡を中心に隣接する揖保・讃容そして神前郡に及んでいる。おそらく、祭祀した集団の分布を反映するものと考えられる。

以上、伊勢野①の説話に登場する主体に関する検討を試みた。その結果、風土記の説話をみる限り、大陸の技術を身につけた渡来系民が、筋磨・揖保両郡を中心に移住を行なっていること。一方、呪術的色彩の濃い伊和大神系の説話が、安永郡を中心に揖保・讚容・神前などの北播磨を中心とした諸郡に分布することが指摘できる。このことから揖保郡は両者の接触地帯に位置することになる。伊勢野①もまさにその揖保郡に属する。これはもう少しミクロに見ても同じことがいえる。伊勢野の東に隣接する姫路市林田町は、すでに紹介した林田里⑩の遺称地と考えられ、この説話では伊和大神の「国占め」がその主題となっていた。一方、峰相山を越え西に接する旧余部村（姫路市）は、これもすでに紹介した漢部里⑪と関係づけられており、渡来系民の移住が語られていた。このようなことから、伊勢野①の説話もまた新たな位置付けが得られよう。

#### 四 場の再構成

(一)～(四)までに検討した点を整理しておく。伊勢野の事例の「家々静安 遂得<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>里」(VI)という部分そののみを見るならば、移動・定着というごく一般的な人口移動のプロセスを表現しているといっても過言ではない。しかし、前段階の「此野毎<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>人家<sub>一</sub> 不得<sub>二</sub>静安<sub>一</sub>」(II)は、完全な定着を脅かされていることを示す。それは他の野に関連する事例で、一般的な移動・活動パターンを混乱させる表現が見出されたことに通じる。それは、例えば「半ば留める」であり「半ば殺す」であった。一方、伊勢野の事例の(VI)のみ、つまり移動・定着を記す事例もある(⑥・⑦など)。しかしそれらは野を語っていないながらも、標目地名が○○里や○○村であった。

したがって、伊勢野の説話から、「静安な場」Ⅱ里、「静安を得ない場」Ⅲ野という、場の意味論的構造が浮き彫りに

表 4 関係表現整理表 (事例①)

	イ	ロ	ハ
P <sub>1</sub> (此野) (此処)	不得静安 将居	人家	衣縫猪手・漢人刀良等 祖
P <sub>2</sub> (山本)	立 敬祭	社	〃
P <sub>3</sub> (山岑)	坐		伊和大神子伊勢都 比古命・伊勢都比完命
P <sub>4</sub> (里)	静安	家々	

$$P_1 \rightarrow P_3 \cdot P_2 \cdot P_4$$

図 2 場の分節化

ところで、この両者をつなぐダイナミズムはいかなるものか。もう一度、この説話の表現を検討する。この説話において設定された場は、「此野」、「此処」、「山本」、「山岑」、「里」の五つである。このうち前二者は同じである。それぞれをP<sub>1</sub>・P<sub>2</sub>・P<sub>3</sub>・P<sub>4</sub>とし、景観の構成要素(ロ)、主体(ハ)、並びに両者のP<sub>1</sub>・P<sub>4</sub>との関係表現(イ)を整理すると表4のようになる。これを見るとP<sub>1</sub>は不安定な動きを暗示する関係表現(「不得静安」、「将居」)があり、P<sub>3</sub>・P<sub>4</sub>の動きの少ない静的な関係表現(「坐」、「静安」)がある。その中間に、P<sub>2</sub>の「立」、「敬祭」という関係表現が入り込んでいる。

静安を得ない場からの脱却は、なんらかの地物によって境界を設定する試みによってなされた。「人田」・「神地」(⑩)や「山岑」・「里」(⑪)のような場の分節化は、「立てられた杖」、「石垣」、「社」などの景観の構成要素によりはじめて明確化され、それに対応して人間等の動き、例えば祭祀活動があることを強調しておかねばなるまい。P<sub>1</sub>・P<sub>4</sub>の関係は従って仮に図2のように示すことができよう。事例①では、P<sub>1</sub>は「葦原」に対応するが、そのことからすると、記紀に登場する「葦原の中つ国」はまさに場の原初的名称にふさわしい。

されたといつてよからう。

## 五 むすびにかえて

以上、『播磨国風土記』の説話を中心に検討を加えたが、最後にこうした説話の地理学的な視座による分析がどのような地平を開くのか、そのいくつかの点と課題を指摘しておくことにしたい。

まず、伊勢野①の事例において「不得静安」「静安」という二つの示唆的な表現を得たが、これを一つの説話の中にとどめておくのではなく、他の資料を援用しつつ、より歴史地理学的に意義ある表現とする手がかりをつかむことが重要である。また、「立<sub>三</sub>社山本<sub>一</sub>敬祭」などの境界付近での景観や人間行動の特殊性―この両者はすでにあげた話の多くが語るように決して二元的なものでなく内的連関をもっていると考えるが―の解明が必要である。そして、それが延いては現代の経済的な狭い枠組にとらわれた都市・農村計画の変革を促す新たな視点を投げかけるのではないか。そのためにも、われわれは「説話の知」なるものを建設的に摂取できる確かな基盤を、急ぐことなく築いていくことが求められているのである。

## 注

- (1) 説話をここでは神話・伝説などの総称として広くとらえる。
- (2) 石田竜次郎「日本における地誌の伝統とその思想的背景」地理学評論三九一六、一九六六、四頁
- (3) 秋本吉郎「五、風土記」(久松潜)編『増補新版日本文学史上下代』、一九七七、二二〇頁
- (4) 室賀信夫「神々の遍歴―国土記述の原初形態」(『人文地理学の諸問題』大明堂、一九六八)、四七七頁
- (5) 本稿は、秋本吉郎校注『風土記』岩波書店、一九五八を用いる。
- (6) 秋本吉郎『風土記の研究』ミネルヴァ書房、一九六三、八六六頁
- (7) 前掲(6)

- (8) 風土記では、立野は早部里の次にあげられている。立野は現竜野と推定されるから、記載順序による想定。
- (9) 垂仁紀三年七月六日己卯条には、土師の職に任じられ土部連等の始祖であると記されている。
- (10) 石見完次「風土記の「舟引原」について」河四一、一九七九
- (11) 『万葉集』二五三・九三八・九四〇・一一七八・一一七九・一七七二・四三〇一
- (12) 『万葉集』二五三・九三八・一一七八
- (13) 『今昔物語』卷二七―三六「於幡磨国印南野殺野猪語」
- (14) 谷岡武雄『平野の開発』古今書院、一九六四、二一九頁
- (15) 服部昌之『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂、一九八三、三〇七頁
- (16) 柏崎市常福寺毘沙門天の祭り（柏崎押し合い祭）など
- (17) 折口信夫は、この説話はおし祭りの一つの起源を示すとした上で、山の神と里の神との争いを象徴するものだと指摘する。
- (18) 折口信夫「風土記に現われた古代生活」（岩波講座『日本文学史六』一九三二）、三二頁
- (19) 井上通泰『播磨風土記新考』大岡山書店、一九三一、二四六頁
- (20) 「山口」が古代の「土地分類」である「自然」と「文化」の中において両義性としての空間を意味する場合があるとする。
- (21) 千田稔「古代日本における「土地分類」」（浮田典良・谷岡武雄編『歴史地理学ブローディングス』古今書院、一九八二）
- (19) 『日本書紀』応神一四年二月条
- (20) 『日本書紀』雄略七年註
- (21) 関 晃『帰化人』至文堂、一九五八など
- (22) 筆録者に渡来系の楽浪河内が加わったからだとされている。
- (23) ただし『伊勢国風土記』逸文には伊勢都彦命の名が見えている。
- (24) 高藤 昇「伊和大神考」国学院雑誌五七―六、一九五六
- (25) 長 洋一「古代播磨の石と石神―伊和大神研究のために」神戸女学院大学論集二五―二、一九七九
- このうち三つを三つ山と呼ぶ。六〇年に一度三つ山大祭があり、最近では昭和五九年一〇月に挙行された。